

弘前市告示403号

令和2年度弘前市外国人観光客受入環境整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年7月1日

弘前市長 櫻田 宏

令和2年度弘前市外国人観光客受入環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、観光関連事業者が行う外国人観光客の受入環境を整備するための事業を促進し、もって本市におけるインバウンド誘客促進及び国際観光の発展に寄与するため、令和2年度予算の範囲内において、弘前市外国人観光客受入環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内にある施設及び店舗の案内表示、誘導表示その他の表示に係る多言語表記の整備
- (2) 市内の観光情報が記載されているパンフレット、ホームページ等情報発信に係る多言語表記の整備
- (3) 市内で使用できる無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 利用環境の整備
- (4) 市内にある施設及び店舗の外国人観光客向け電子決済システムの導入
- (5) その他市内における外国人観光客の受入環境の向上に資する取組

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする

- (1) 市内で文化教養施設、レジャー施設その他観光又はレクリエーションに関する施設を営業している者
- (2) 市内でホテル、旅館等宿泊が可能な施設を営業している者
- (3) 市内で飲食業を営業している者
- (4) 市内で鉄道、バス、タクシー、レンタカー業等を営業している者
- (5) その他市内に訪れる外国人観光客の受入体制整備水準の向上に取り組んでいる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助金の交付の対象としない。

- (1) 令和元年度、令和2年度において納付すべき市税等を滞納している者
- (2) 過去に本補助金の交付を受けたことのある者
- (3) 補助事業の実施に当たって、市又は市以外のものから本補助金以外の補助金等の交付を受けている者。又は受ける予定にある者。

3 前項第1号の市税等とは、次のとおりとする。

- (1) 申請者が法人である場合には、申請者に課税されている法人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税
- (2) 申請者が個人である場合には、申請者に課税されている市県民税、固定資産税及び軽自動車税並びに賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 消耗品費
- (2) 印刷製本費
- (3) 手数料
- (4) 筆耕翻訳料
- (5) 委託料
- (6) 工事請負費

(7) 備品購入費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額（当該相当する額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は100,000円のいずれか少ない額以内の額とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和2年度弘前市外国人観光客受入環境整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 仕様書、デザイン図等補助事業の内容が分かるもの
- (4) 納税証明書

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和2年度弘前市外国人観光客受入環境整備事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和2年度弘前市外国人観光客受入環境整備事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付決定)

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和2年度弘前市外国人観光客受入環境整備事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和2年度弘前市外国人観光客受入環境整備事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）とする。

- 2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績書（様式第9号）
 - (2) 収支決算書（様式第10号）
 - (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
 - (4) 成果品又はその写真
 - 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
 - 4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第7条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和3年3月19日のいずれか早い日とする。
 - 5 第1項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
（補助金の額の確定通知）
- 第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和2年度弘前市外国人観光客受入環境整備事業費補助金交付額確定通知書（様式第11号）とする。
（財産の管理及び処分）
- 第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した備品、機械等（以下「備品等」という。）についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた当該備品等の耐用年数を経過するまでの期間とする。
 - 3 規則第20条第2号の市長が定めるものは、補助金により取得した備品等のうち取得価格が100,000円以上のものとする。
（補助金の請求等）
- 第13条 補助金の請求は、令和2年度弘前市外国人観光客受入環境整備事業費補助金請求書（様式第12号）を市長に提出して行うものとする。
- 2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。